

地方独立行政法人北九州市立病院機構研究費取扱規程

令和3年4月1日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人北九州市立病院機構（以下「法人」という。）における研究費の取扱いについて、適正な管理を図り、不正使用を防止するため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究者等とは、法人の研究費の管理及び運営に関わる全ての者をいう。
- (2) 研究費とは、国の各省庁及び国の各省庁が所管する独立行政法人、又はその他の行政機関等から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金等、法人が扱う全ての研究経費をいう。
- (3) 配分機関及び関係省庁とは研究費を配分する機関及び当該機関を所管する省庁をいう。
- (4) コンプライアンス教育とは研究者等に対し、研究費の管理及び運用について周知するための教育をいう。

(研究者等の責務)

第3条 研究者等は、学術研究が社会から負託された公共的かつ公益的な知的生産活動であることに留意しなければならない。かつ、研究費の管理及び運営に関して説明責任を有するものとする。

- 2 研究者等は、研究費の管理及び運営に当たり、この規程及び第5条第3項に規定する行動規範を遵守するとともに、各々の研究費の定め、法人が定める会計規程等に従い、公正かつ効率的な執行に努めなければならない。
- 3 研究者等は、コンプライアンス教育を受講し、研究費の使用についての理解を深めるよう努めなければならない。

(研究費の管理に係る誓約書の提出)

第4条 研究者等は、次条第1項に定める最高管理責任者に対し研究費の管理に係る次の事項を定めた誓約書を提出しなければならない。

- (1) 研究費の不正使用防止に関する規程等を遵守すること。
- (2) 研究費の不正使用を行わないこと。
- (3) 規程等に違反して研究費の不正使用を行った場合は、法人及び配分機関の処分に服するとともに法的な責任を負担すること。
- (4) 第5条第3項に規定する行動規範を常に念頭に置き行動すること。

第2章 不正防止のための体制

(最高管理責任者)

第5条 法人に、研究費の管理及び運営に関する最終責任者として最高管理責任者を置く。最高管理責任者は理事長をもって充て、その職名を公表する。

- 2 最高管理責任者は、研究費の不正使用防止対策の基本方針（以下「基本方針」という。）を策定し、これを周知するとともに、次条に規定する統括管理責任者及び第7条に規定するコンプライアンス推進責任者が研究費の適切な管理及び運営を行えるよう必要な措置を講じるものとする。
- 3 最高管理責任者は、研究活動及び研究費の管理・運用について定めた行動規範（以下「行動規範」とい

う。)を策定し、研究者等に周知するものとする。

- 4 最高管理責任者は、基本方針及び関係規程を公表し、第9条第1項に規定する研究不正防止計画の進捗管理を行うものとする。

(統括管理責任者)

第6条 最高管理責任者を補佐する者として、統括管理責任者を置く。統括管理責任者は、臨床研究推進センター長をもって充て、それらの職名を公表する。

- 2 統括管理責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 基本方針に基づき、第9条第1項に規定する研究不正防止計画を策定し、その実施状況を最高管理責任者に定期的に報告すること。
- (2) 次条に規定するコンプライアンス推進責任者及び第8条に規定するコンプライアンス推進副責任者に対しコンプライアンス教育を実施し、その受講について管理監督するとともに、理解度を把握すること。

(コンプライアンス推進責任者)

第7条 研究者等の管理監督及び指導を行う者として、コンプライアンス推進責任者を置く。コンプライアンス推進責任者は、病院長をもって充て、それらの職名を公表する。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 法人における不正防止対策を実施し、その実施状況を統括管理責任者に報告すること。
- (2) 不正防止を図るため、法人内の研究費の管理及び運営に関わる全ての研究者等に対し、コンプライアンス教育を実施し、その受講状況を管理監督するとともに、理解度を把握すること。
- (3) 法人において、研究者等が研究費の執行を適正に行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること。
- (4) 研究者等があらかじめ研究計画を策定している研究費においては、研究の進捗状況を検証するとともに、研究費の執行が当初の計画と比較して著しく遅れている場合には、その研究者等に状況を確認した上で、必要と認めるときは、研究を進捗させる方策を講じること。

(コンプライアンス推進副責任者)

第8条 コンプライアンス推進責任者を補佐する者として、コンプライアンス推進副責任者を置く。コンプライアンス推進副責任者は、機構本部経営戦略課臨床研究推進係長をもって充て、それらの職名を公表する。

- 2 コンプライアンス推進副責任者は、第7条第2項の業務を実行し、研究者等の管理を行う。

(研究不正防止計画)

第9条 統括管理責任者は、研究費の不正使用を未然に防止するため、研究不正防止計画(以下「不正防止計画」という。)を策定するものとする。

- 2 不正防止計画を推進する部署は機構本部経営戦略課とする。
- 3 不正防止計画の策定の際は、不正を発生させる要因を把握し、その対応を踏まえた計画の見直しを定期的に実施するものとする。
- 4 機構本部経営戦略課は、不正防止計画の実施状況を取りまとめ、その結果を統括管理責任者が確認するものとする。

(コンプライアンス教育及び啓発活動実施計画)

第10条 統括管理責任者は、基本方針に基づき、研究費不正使用の防止に関する高い意識を持った組織風土を形成するため、不正使用の防止に関する教育(以下「コンプライアンス教育」という。)及び啓発活動実

施計画を策定するとともに、研究者等に周知し、実施する。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、研究者等に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講させなければならない。
- 3 研究者等は、コンプライアンス推進責任者が実施するコンプライアンス教育を受講しなければならない。

(物品等の発注・検収)

第11条 研究費を原資とした物品等の発注及び検収は、地方独立行政法人北九州市立病院機構事務専決規程に基づき、原則、機構本部経営戦略課が行う。ただし、やむを得ない場合は、各病院事務局管理課が行うことができるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、統括管理責任者が別に定めるものにより、研究者等による発注及び検収を行うことができるものとする。

(取引業者への対応)

第12条 最高管理責任者は、研究費の執行に関し、不正な取引に関与した業者があると認めるときは、当該業者について取引停止等の措置を講ずるものとする。

- 2 最高管理責任者は、研究費の執行に関し、その取引業者との癒着を防止する対策として、法人における研究費の取扱いに関する方針及びルールについて取引業者へ周知を図るものとする。
- 3 最高管理責任者は、取引業者の中から取引実績等を考慮し、次に掲げる事項を定めた誓約書の提出を求めなければならない。
 - (1) 研究費の管理及び運用に関する規程等を遵守すること。
 - (2) 法人が実施する内部監査等の調査において、取引帳簿の閲覧、提出等の要請に応じること。
 - (3) 不正な取引が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
 - (4) 研究者等から不正な取引の依頼があった場合には、告発等の窓口に通報すること。

第3章 内部監査

(内部監査の実施)

第13条 最高管理責任者は、研究費の適正な執行を確保するため、内部監査を年1回実施する。

- 2 内部監査の担当者として、機構本部総務課財務担当係長を充てる。また、必要に応じて、最高管理責任者が内部監査の担当者を別に指定することができる。
- 3 内部監査は、会計書類の形式的要件のチェックや管理体制の不備の検証を行う一般監査のほか、不正が発生するリスクに対する抜き打ちを含めたリスクアプローチ監査を行う。
- 4 内部監査は、第9条に規定する不正防止計画推進部署及び法人に置く監事とも連携し、効率的かつ効果的に実施する。

第4章 告発及び事案の調査等

(告発の受付窓口等)

第14条 研究費の不正使用に係る告発及び事案の調査に関することは、地方独立行政法人北九州市立病院機構内部通報及び外部通報に関する規程に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 最高管理責任者は、告発等(報道や会計監査員等の外部機関からの指摘を含む)を受け付けた場合は、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の可否を判断するとともに、当該調査の可否を配分機関に報告する。
- (2) 最高管理責任者は、前項の規定により調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査(不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等についての調査)を実施する。

- (3) 不正に係る調査体制については、公正かつ透明性の確保の観点から、法人に属さない第三者（弁護士、公認会計士等）を含む調査委員会を設置する。
- (4) 前項に定める第三者の調査委員は、法人及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- (5) 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。
- (6) 調査委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について、配分機関及び関係省庁に報告し、協議しなければならない。
- (7) 最高管理責任者は、受付日等から起算して、原則として、210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の研究費における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む調査報告書を配分機関及び関係省庁に報告する。調査が当該期限までに完了しないと認めるときは、調査委員会の審議を経て、調査の中間報告書を配分機関及び関係省庁に提出する。
- (8) 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関及び関係省庁に提出する。
- (9) 最高管理責任者は、配分機関又は関係省庁の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関又は関係省庁に提出する。
- (10) 最高管理責任者は、配分機関及び関係省庁から求めがあったときは、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

第5章 措置及び処分

(調査中における一時的措置)

第15条 最高管理責任者は、調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、必要に応じて、被告発者その他の関係者に対し、配分された研究費の一時的な使用停止を命じることができる。

- 2 最高管理責任者は、配分機関又は関係省庁から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(処分)

第16条 調査委員会の調査の結果、研究費の不正使用が行われたものと認定された場合は、当該不正使用に関与した者に対し、理事長は法令及び適用される就業規則等に従って処分を課すものとする。

- 2 前項の処分が課されたときは、当該事案に係る配分機関及び関係省庁に対して、その処分の内容等を報告するものとする。

(是正措置等)

第17条 調査委員会の調査の結果、研究費の不正使用が行われたものと認定された場合には、最高管理責任者は、必要に応じて、速やかに是正措置、再発防止措置その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとるものとする。

- 2 最高管理責任者は、関係する研究者等の責任者に対し、是正措置等をとることを命じることができる。
- 3 最高管理責任者は、前2項の規定に基づいてとった是正措置等の内容を当該事案に係る配分機関及び関係省庁に対して報告するものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。